

# 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)

平成23年12月・講習会資料

- ・ 最近の適判状況
- ・ 増築を行う場合の留意点

■ 受付数および処理数

2011年11月末現在

上段： 件数  
下段： (棟数)

	受付数				処理数				(処理数の内訳)												
									適合				不適合				取下げ				
	23年度	22年度	21年度	19・20年度	23年度	22年度	21年度	19・20年度	23年度	22年度	21年度	19・20年度	23年度	22年度	21年度	19・20年度	23年度	22年度	21年度	19・20年度	
4月	55 (62)	53 (58)	45 (53)	74 (97)	45 (59)	47 (54)	48 (60)	81 (106)	45 (59)	47 (54)	48 (60)	79 (104)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5月	59 (72)	32 (37)	49 (62)	79 (109)	54 (62)	30 (33)	36 (43)	58 (74)	54 (62)	30 (33)	36 (43)	57 (72)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
6月	44 (52)	77 (96)	56 (66)	75 (97)	67 (79)	62 (72)	67 (80)	76 (93)	67 (79)	61 (71)	66 (79)	75 (92)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
7月	48 (54)	52 (85)	49 (61)	86 (121)	46 (52)	65 (87)	48 (57)	81 (117)	46 (52)	65 (87)	48 (57)	80 (115)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
8月	52 (69)	49 (61)	44 (54)	97 (127)	38 (47)	47 (73)	43 (50)	77 (108)	38 (47)	47 (73)	43 (50)	73 (104)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
9月	53 (68)	48 (54)	37 (42)	123 (151)	61 (83)	50 (60)	38 (49)	107 (137)	61 (83)	50 (60)	38 (49)	104 (134)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
10月	60 (81)	43 (51)	47 (52)	126 (175)	57 (68)	52 (57)	49 (61)	126 (160)	57 (68)	52 (57)	49 (61)	126 (160)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
11月	41 (56)	46 (50)	21 (22)	121 (148)	53 (79)	41 (49)	36 (36)	115 (154)	53 (78)	41 (49)	36 (36)	114 (153)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
12月		28 (31)	39 (46)	124 (158)		45 (51)	27 (33)	119 (160)		45 (51)	27 (33)	118 (158)		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
1月		36 (40)	35 (38)	90 (106)		25 (26)	36 (39)	132 (163)		25 (26)	36 (39)	132 (163)		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	
2月		33 (49)	47 (52)	111 (159)		31 (37)	44 (50)	102 (118)			44 (50)	101 (117)		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	
3月		60 (76)	49 (63)	127 (144)		55 (74)	57 (70)	128 (161)			56 (68)	126 (159)		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	1 (2)	2 (2)	
計	412 (514)	557 (688)	518 (611)	1,233 (1,592)	421 (529)	550 (673)	529 (628)	1,202 (1,551)	0 (0)	463 (561)	527 (625)	1,185 (1,531)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	2 (3)	13 (16)	
合計	2,720 (3,405)				2,702 (3,381)				2,175 (2,717)				4 (4)				17 (21)				

■ 是正回数(参考)

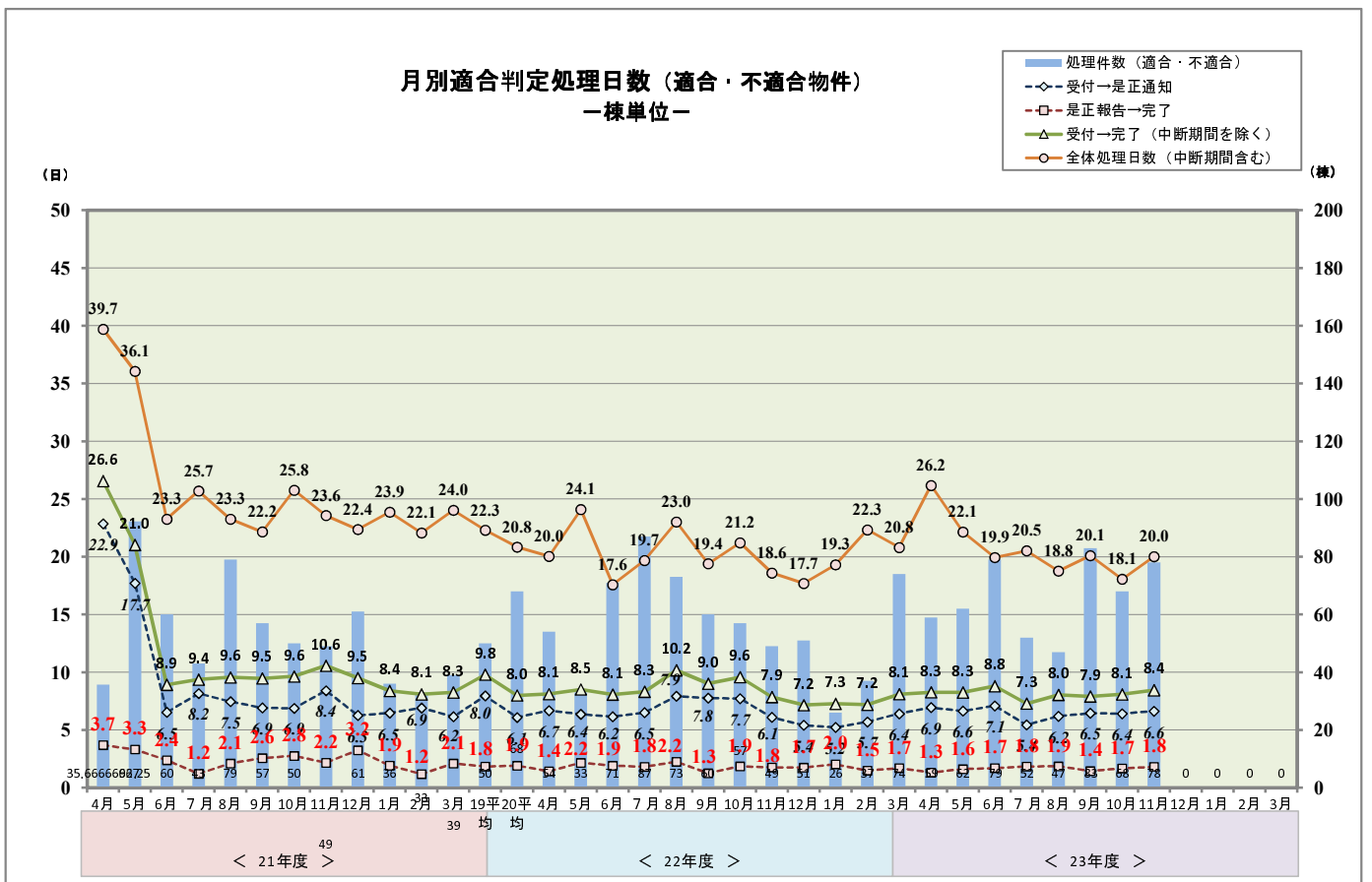
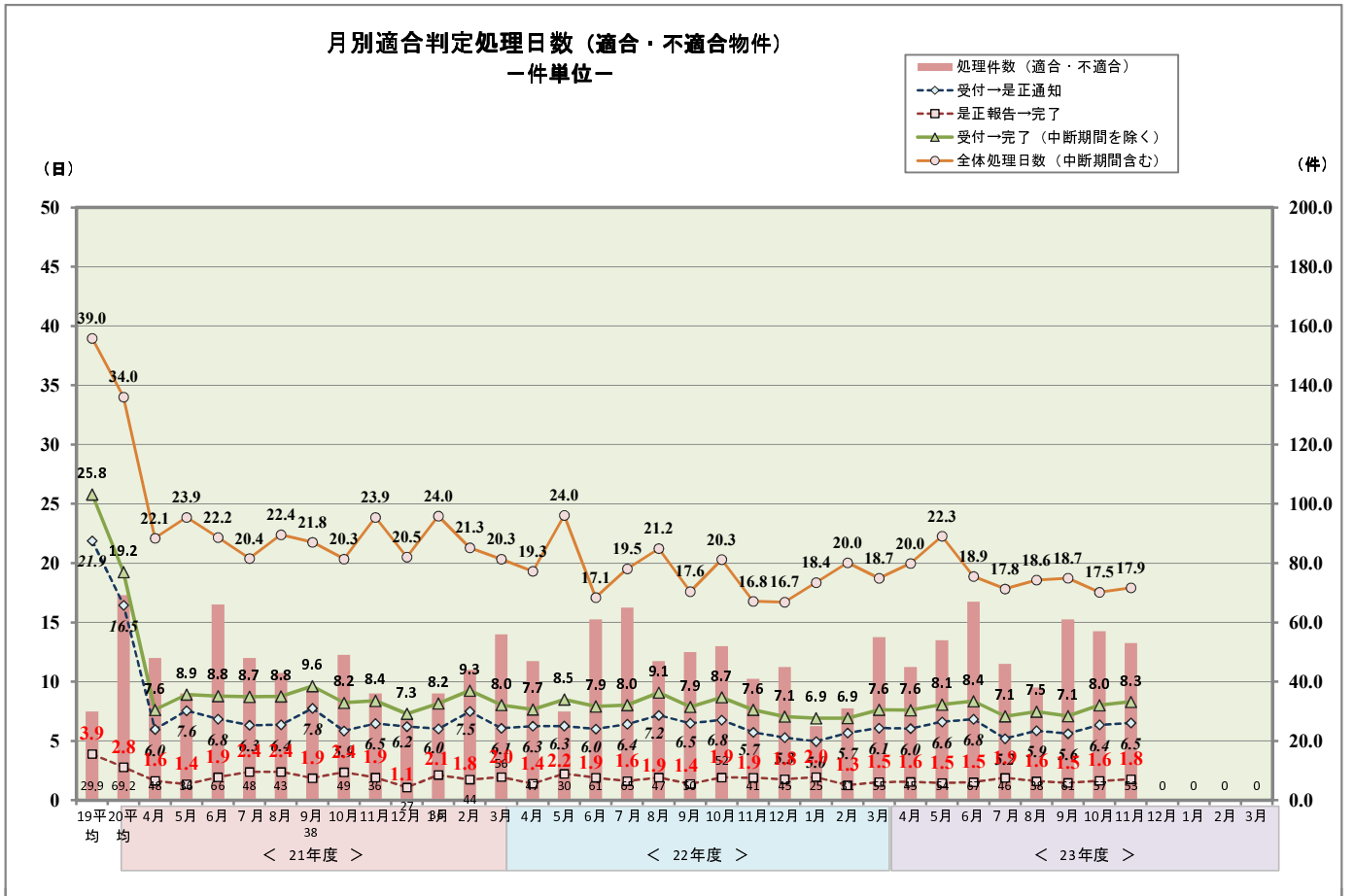
是正回数	23年度受付分		22年度受付分		21年度受付分	
	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
なし	35	8.9	48	8.6	23	4.4
1回	325	82.5	424	76.1	401	77.6
2回	31	7.9	71	12.7	80	15.5
3回以上	3	0.8	14	2.5	13	2.5
計	394	100.0	557	100.0	517	100.0

2011年11月末現在  
審査中物件数

**18 件**  
**24 棟**

■ 処理日数

2011年11月末現在



## 2011年5月1日より施行された告示で設計に影響する問題点

2011年4月30日以前

② 増築等の扱い

	ケース	規 定
1	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>①（既存不適格ではない）+②において一の建築物として法第20条第二号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp.j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>① 既存建築物</p> <p><small>※既存不適格ではない</small></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>② 法第20条第二号 (増築)</p> </div> </div> </div>	<p>一の建築物として法第20条第二号の適用を受けるため、増築部分である②についても法第20条第二号の適用を受ける。よって、②については令第81条第2項に定める構造計算を行う必要があり、②について構造計算適合性判定を要する。</p> <p>なお、①については、申請者等は現行規定に適合することを示す必要がある。</p>

静岡県では昭和56年の新耐震設計法で設計されて、検査済み書がある物件の既存部分は適判が不要としていた。

2011年5月1日以後

(3) 既存建物へ増築する場合の構造適判の要否

	ケース	規 定
1	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>①（既存不適格ではない）+②において一の建築物として法第20条第二号の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">Exp. j</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>① 既存建築物</p> <p><small>※既存不適格ではない</small></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>② 法第20条第二号イ又は第三号イ又は第四号イ (増築)</p> </div> </div> </div>	<p>一の建築物として法第20条第二号の適用を受けるため、増築部分である②についても法第20条第二号の適用を受ける。よって、②については令第81条第2項に定める構造計算を行う必要があり、②について構造計算適合性判定を要する。</p> <p>なお、①については、申請者等は現行規定に適合することを示す必要があり、構造計算適合性判定を要する。ただし、現行規定による構造計算適合性判定を既に受け、その後の建物の改変等がないなど、再度構造適判を行うことなく構造関係規定の適合が確認できる場合は、従前の判定をもって適合するものとみなすことができる。</p>

既存建築物も適判が必要となった。

**既存建築物にエキスパンションで増築する場合**

施主に増築が可能と話す前に

**確認審査機関に相談する**

同一棟になるかの確認

どのように設計すれば同一棟に扱わないかの相談

既存建築物の設計図書が必要

**同一棟に扱う場合**

**適判機関に事前相談する**

既存建築物の設計図書が必要

**施主に説明**

## 既存建築物に対するの注意事項

### 1 鉄骨造

a 柱がSTKR材

b 柱脚の設計

- ・ 露出柱脚の設計フロー
- ・ 埋込み柱脚の補強筋
- ・ 根巻柱脚の1次設計及び2次設計

c 大梁の横補剛

- ・ 横補剛間隔
- ・ 横補剛材の検討

### 2 鉄筋コンクリート造

a 耐震壁の耐力

b 柱梁接合部の検討

c 脆性破壊部材があった時の考え

### 3 最新ソフトで再計算